

移動式クレーンに取り付けた搭乗設備に乗り、高所の枝打ち作業中に墜落



被災者が、移動式クレーンに取り付けた搭乗設備（高さ約10メートル）に乗って、伐木予定のヒノキの枝打ち作業を行っていた。休憩のために作業を中断し、地上に降りるため、被災者自ら移動式クレーンを操作してジブの格納を開始した際、バランスを崩し搭乗設備から地上に墜落した。被災者は病院に搬送されたが、その後死亡した。

ジブを格納する際、先端に取り付けた搭乗設備の水平機構（搭乗設備の水平を保つ機能）が無効になっていた。そのため、ジブの格納開始と同時に搭乗設備が大きく揺れ、被災者の上半身が木の枝に当たり、体勢を崩し、墜落したものと考えられる。被災者は墜落制止用器具を装着していたが、フックは掛けられていなかった。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 高所作業を行うための設備として、移動式クレーンのジブ先端に取り付けた搭乗設備を使用し、ジブ格納時に搭乗設備の水平機構が無効にしていたこと
- 2 墜落抑止用器具のフックを外していたこと

同種災害防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 高所での作業について、高所作業車を使用するなど、より安全な方法を検討すること
- 2 高所での作業では、墜落抑止用器具の適切な使用を徹底させること